

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十六号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年四月分から令和四年三月分まで」を「令和四年四月分から令和五年三月分まで」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。